

# **毒物劇物販売業に係る各種手続きの注意事項**

## **【毒物劇物販売業登録申請について】**

現物取り扱い（店舗で実際に毒物又は劇物を取り扱う）の場合は、毒物劇物取扱責任者設置届の提出が併せて必要です。オーダー取引（伝票のみの取り扱い）の場合は、登録申請書の備考欄に「オーダー取引」と記載してください。

また、申請は営業開始の20日（休日を除く）前までには、次の必要書類等をそろえて手続きしてください。

- (1) 毒物劇物販売業登録申請書
- (2) 申請手数料（現金 14,700 円）
- (3) 付近の見取り図
- (4) 建物の配置図
- (5) 店舗の平面図（複数階ある場合は、全階のものがが必要です）
- (6) 保管設備の概要図（オーダー取引の場合は不要）
- (7) 申請者が法人であるときは、登記簿謄本（発行から3ヶ月以内で、毒物劇物販売業に係る記載のあるもの）

※ 保管設備の概要図には立面図（寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示してください）を添付してください。

※ 薬局、医薬品販売業または高度管理医療機器販売業・貸与業の許可申請と同時に申請する場合、重複する登記簿謄本については省略することができます。省略の旨を登録申請書の備考欄へ記入してください。

※ 申請手数料はお釣りのなきようお願いいたします。

## **【毒物劇物取扱責任者設置届について】**

毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 毒物劇物取扱責任者設置届
- (2) 取扱責任者が毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第8条1項各号に該当することを証する書類の写し及び原本
- (3) 取扱責任者の医師による診断書（発行から3ヶ月以内のもの）
- (4) 取扱責任者が法第8条第2項第4号に該当しないことを証する書類（宣誓書）
- (5) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書

## **【毒物劇物販売業登録更新申請について】**

登録更新する場合は、登録有効期間満了日の20日（休日を除く）前までには、次の必要書類等をそろえて手続きしてください。

- (1) 毒物劇物販売業登録更新申請書
- (2) 申請手数料（現金 6,400 円）
- (3) 現在登録を受けている登録票

※ 申請手数料はお釣りのなきようお願いいたします。

## 【変更届について】

変更のあった日から 30 日以内に届出を行ってください。届出をする日が変更のあった日から 30 日を超えている場合は、遅延理由書の提出が併せて必要になります。

変更の届出は、内容により必要な書類が異なるため、下記を参考にしてください。

### 1 毒物劇物取扱責任者を変更した場合

- (1) 毒物劇物取扱責任者変更届
- (2) 毒物劇物取扱責任者が法第 8 条 1 項各号に該当することを証する書類の写し及び原本
- (3) 取扱責任者の医師による診断書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (4) 取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 4 号に該当しないことを証する書類（宣誓書）
- (5) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書

### 2 構造設備の変更を行った場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (3) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）

### 3 保管設備の変更を行った場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の保管設備の概要図
- (3) 変更後の保管設備の概要図
- (4) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (5) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）

### 4 オーダー取引から現物取り扱いになった場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (3) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）
- (4) 保管設備の概要図
- (5) 現在登録を受けている登録票
- (6) 毒物劇物取扱責任者設置届
- (7) 毒物劇物取扱責任者が法第 8 条 1 項各号に該当することを証する書類の写し及び原本
- (8) 取扱責任者の医師による診断書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (9) 取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 4 号に該当しないことを証する書類（宣誓書）
- (10) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書

### 5 現物取り扱いからオーダー取引になった場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (3) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）
- (4) 変更前の保管設備の概要図
- (5) 変更後の保管設備の概要図
- (6) 現在登録を受けている登録票
- (7) 毒物劇物取扱責任者変更届

※ 変更届の変更内容欄には「構造設備」と記載し、備考欄に「現物取扱からオーダー取引への変更」と記載してください。

※ 変更後の平面図は、保管設備の場所を削除した図面としてください。

※ 変更後の保管設備の概要図は「なし」と記載してください。

※ 毒物劇物取扱責任者変更届の変更後毒物劇物取扱責任者の氏名欄には「なし」と記載してください。

## 6 営業者の住所又は氏名を変更した場合

(1) 変更届

(2) 個人の氏名の変更の場合は戸籍抄本等（発行から3ヶ月以内のもの）。法人の住所又は氏名の変更の場合は登記簿謄本（発行から3ヶ月以内で、毒物劇物販売業に係る記載のあるもの）

※ 法人で開設代表者のみの変更の場合、届出は不要です。

## 7 店舗（営業所）の名称を変更した場合

(1) 変更届

### 【廃止届について】

廃止した日から30日以内に、登録票を添えて届出書を提出してください。届出をする日が廃止した日から30日以上経過している場合は、遅延理由書の提出が併せて必要になります。

### 【登録票再交付申請について】

登録票の再交付を受ける場合は、次の必要書類等をそろえて手続きしてください。

(1) 登録票再交付申請書

(2) 申請手数料（現金4,000円）

(3) 現在登録を受けている登録票（汚損等の場合）

※ 申請手数料はお釣りのなきようお願いいたします。

※ 登録票を紛失した場合は紛失理由書（紛失届）が必要となります。

### 【登録票書換え交付申請について】

登録票の書換え交付を受ける場合は、次の必要書類等をそろえて手続きしてください。

(1) 登録票書換え交付申請書

(2) 申請手数料（現金2,400円）

(3) 現在登録を受けている登録票

※ 申請手数料はお釣りのなきようお願いいたします。

※ 登録票を紛失した場合は再交付申請が併せて必要となります。